

P T A 会 則

第1章 名称及び事務局

第1条 この会は燕市立燕北中学校P T Aと称し事務局を燕北中学校に置く。

第2章 目的及び活動

第2条 この会は、保護者と教師が協力して生徒の学校家庭及び社会における幸福な成長をはかるを以て目的とする。

第3条 この会は前条の目的達成のため次の活動をする。

- 1 よい保護者として中学校教育に対する理解を深めるよう努力する。
- 2 家庭と学校との緊密なる連絡提携によって生徒の正しい成長をはかり、その進路の拡大伸展に努める。
- 3 教育環境の向上をはかりその整備と充実に努める。
- 4 会員相互の修養と親睦をはかりその教養の向上に努める。
- 5 保健、衛生、給食等生徒の健康に留意しその増進に努める。
- 6 その他の教育の振興に関する事項。

第3章 会員

第4条 この会の会員になることのできるものは、下記の通りである。

- 1 燕北中学校の生徒の保護者、又はこれに代わる者。
- 2 燕北中学校の校長及び職員。
- 3 この会の主旨に賛同するものを賛助会員とする。

第4章 機関（会議）

第5条 この会に次の機関を置く。

- 1 総会
- ~~2 常任委員会~~
- ~~3 地域委員会~~
- 2 専門部会
- 3 学年委員会
- 4 その他この会が必要と認めた機関

第6条 会議における決議はすべての出席者の過半数の同意を得る事を要する。

第7条 会議は、会長並びに学校長に連絡して開く。会長、副会長、学校長並びに幹事は、すべての会議に臨むことができる。

第8条 総会は、この会の最高決議機関であって、会長はこれを4月及び必要に応じて開き、次のことを行う。

- 1 事業計画及び予算案の審議決定
- 2 役員の承認
- 3 決算の承認
- 4 規約変更に関する事項
- 5 その他総会が必要と認めた事項

第9条 常任委員会は、総会に次ぐ決議機関であって、緊急止むを得ない場合は総会に代わることができるが、決定事項は次期総会で承認を得るものとする。

- 1 総会に提出される議案、報告書及び予算原案の作成（会費改定案を含む）。
- 2 それぞれの部会、委員会より提出される議題の審議。
- 3 その他常任委員会が必要と認めた事項。

第10条 地域委員会はこの会の主旨に則り地域活動について協議し運営する。

第11条 専門部会は次に掲げる部会に別れて活動する。

~~1 教養文化部会~~

2 厚生部会

第12条 学年委員会はこの会の主旨に則りそれぞれの学年の福祉増進について協議し運営する。

第13条 それぞれの部会並びに委員会は部長及び委員長が必要に応じて之を開く。

第5章 役員

第14条 この会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名 ~~(女子を含む)~~
- 3 顧問 若干名 (置くことができる)
- 4 会計監査委員 2名
- ~~5 常任委員 若干名~~
- ~~6 地域委員 若干名 (委員長1名、副委員長若干名)~~
- 5 専門部員 若干名 (部長1名、副部長1名)
- 6 学年委員 若干名 (委員長1名、副委員長1名)
- 7 幹事 若干名

第15条 役員の任期は1年とするも、重任をさまたげない。

第16条 役員の選出及び就任については、次の通りとする。

- 1 会長、副会長、~~会計監査委員~~は、~~地区別会議~~で選出し、総会で承認する。
- 2 顧問は、会長が (退任する会長団の中から) 委嘱する。
- ~~3 常任委員は、地域委員会、各学年委員会の正副委員長及び専門部会の各正副部長があたる。~~
 - ~~(1) 地域委員会の正副委員長は、地域委員会で選出する。~~
 - ~~(2) 専門部の正副部長は、各部会で選出する。~~
 - ~~(3) 学年委員会の正副委員長は、各学年委員会で選出する。~~
 - ~~(4) 地域委員及び専門部員は、各地区で選出する。~~
- 3 会計監査委員は、各学級から選出する。
- 4 専門部員は、各学級から選出し、正副委員長は、各専門部会で選出する。
- 5 学年委員は、各学級から選出し、正副委員長は、各学年委員会で選出する。
- 6 幹事は、会長が委嘱する。

第17条 この会の役員は次の任務を行う。

- 1 会長は、この会を代表し会務を統理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは代行する。
- 3 会計監査委員は会計の監査を行う。
- ~~4 常任委員は常任委員会を構成しこの会の企画と運営にあたる。~~
- ~~5 地域委員は地域、学校における生徒の健全育成のための諸事業及び活動を行う。~~
- 4 専門部員の任務は次の通りとする。
 - ~~(1) 教養文化部 会員相互の研修及び広報に関する事業を行う。~~
 - ~~(2) 厚生部 会員の福利厚生及び学校教育充実のための事業を行う。~~
- 5 学年委員は学年委員会を構成し、それぞれの学年内の企画と運営にあたる。
- 6 幹事は庶務及び会計事務、~~交通安全母の会~~に関する事等を担当する。
- 7 部長、委員長は、それぞれの部会、委員会を統括する。
- 8 副部長、副委員長は、部長、委員長に事故あるときは、その任務を代行する。

第6章 会計

第18条 この会の経費は、会費、寄付金、事業収益等により、その収支決算は会計監査を経て総会の承認を得なければならない。

第19条 この会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 慶弔

第20条 会員等の慶弔については、別に定める。

付記 この規約は、令和3年6月1日より施行する。

会則の一部改正 令和6年4月〇日

P T A 慶 弔 規 程

第1条 燕北中学校生徒及び会員について、次のように慶弔規定を定める。

1 見舞金

(1) 生徒死亡の場合 10,000 円

(2) 会員死亡の場合 10,000 円

2 その他、前記事項の外に会長が必要と認めた場合は、会長、副会長、事務局で協議の上決定する。

P T A 役 員 選 出 規 程

1 目的

この内規は、燕市立燕北中学校P T A会則第5章第16条に規定する、会長、副会長、会計監査、*専門部、学年委員（以下「役員」という。）*の選出について必要な事項を定める。

2 *燕北中学校の校長及び職員を除く、すべての会員が役員に立候補することができる。*

3 6地区を2分割し、2名の副会長を選出する。

4 *3の副会長のうち1名は、翌々年度会長を担う。会長を選出する地区は、隔年とする。*

5 男女の指定は行わない。

6 *各学級から役員4名を選出し、会計監査1名、専門部1名、学年委員2名を割り当てる。
※立候補がない場合は、学級の名簿から4名を推薦し、幹事に提出する。*

7 考慮する事項

(1) 小学校ですでに翌年度の~~会長、副会長役員~~に決まっている場合は、考慮に値する。

(2) 現3、2年生で、~~会長、副会長役員~~を担っている場合は、考慮に値する。

※小学校での役員経験は考慮しない。

※卒業した生徒が在籍した時の役員経験は考慮しない。